平成２６年（フ）第２６２号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目１番15―204号
破産者　大石　　晃
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６１４号
熊本市北区楡木３丁目６番７号
破産者　平岡日出雄
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６９号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目13番17―102号　メゾン・ジェルメⅠ、前住所熊本市中央区渡鹿４丁目３番16―303号　ライオンズマンション大江東
破産者　松本勢伊子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番34号　野間貸家１号棟
破産者　松元かおり
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
北海道岩見沢市志文本町２条５丁目２番８号
破産者　高橋　慶裕
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第７１８号
宮城県宮城郡利府町青山３丁目19番地２
破産者　村上　大志
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目20番10号　グリーンハイツ102
破産者　鈴木　淳一
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
茨城県水戸市小吹町297番地
破産者　原口　孝平
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６６号
茨城県ひたちなか市大字田彦1220番地21　シャトーモナリザ103号
破産者　本多　勝實
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６号
茨城県つくば市稲荷前28―３　深谷肇方、開始決定時の住所茨城県水戸市石川４丁目4032番地の15
破産者　深谷　淳一
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
茨城県取手市台宿２丁目２番３―202号
破産者　徳富　理恵
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
愛知県岡崎市大門３丁目17番地19、前住所愛知県岡崎市福岡町字久後７番地１
破産者　川村　一浩
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２号
愛知県豊田市小川町４丁目43番地16
破産者　山下　一志
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
愛知県豊田市大林町16丁目５番地２　サンシャインシティ506号、前住所愛知県岡崎市三崎町１番地27　モアグレース六名Ⅱ403
破産者　山崎　　剛
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
愛知県豊田市小川町２丁目48番地２　ハイツ幸伸Ａ304号
破産者　ｉ’ｓ　ＨＡＮＤこと　峰　　健二
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
愛知県知立市西町落合41番地16　コーポバイオレット302号
破産者　中泉　拓也
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
愛知県豊橋市浪ノ上町10番地10　205、開始決定時の住所愛知県豊橋市東岩田３丁目14番地の15
破産者　木村　丈廣
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７３号
愛知県田原市石神町森下67番、68番合筆地
破産者　藤村　達磨
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部